

### 3. 進めるべき方策

#### 基本方針1 人づくり・地域づくりの推進

##### <1. 交流とつながりによる福祉教育・人づくりの推進と支え合いの意識醸成>

###### 1. 現状と課題

市内各地においては、地域住民・団体等が主体となって様々な地域福祉活動が進められており、地域の状況や社会情勢が変化する中で、これまで以上に人と人とのつながりや交流への関心が高まっています。

少子高齢化や人口減少が進む中、地域福祉活動を継続していくためには、多様な場や機会を活かした住民参加を促進することで、地域の様々な住民同士のつながりや交流の活性化を図っていくことが必要です。

その過程においては、全世代を対象とした福祉教育（P82）を通じて、多様な主体と連携しながら、自分たちの暮らす地域やそこにある福祉的課題への関心を高め、互いに支え合いながらともに生きる力を育む取組みを展開していきます。



## 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
<p><b>(1) 地域住民が交流しつながりを深めることにより地域への参加と関心を高めるきっかけづくりを進めます。</b></p> <p>①あらゆる世代に思いやりの心を育むために、世代を超えて住民同士が交流する場づくりを進めます。</p> <p>②地域住民が地域活動へ関心を持ち、参加しやすい環境を整備するとともに、新たな活動への立上げ支援を行います。</p> <p>③悩みや不安を抱える人が地域の中でつながるための活動や場づくりなど（当事者グループ、ピアサポート活動など）の取組みを支援します。</p>	<p>(※)</p> <p>行政 市社協 民間 地域組織・団体 住民</p>
<p><b>(2) 学校やそれぞれのライフステージに合わせて地域で共に生きる力を育む学びの場づくりを行います。</b></p> <p>①学校や地域関係団体等との連携により、ライフステージ（P82）に応じた福祉教育を段階的・継続的に進めます。</p> <p>②地域の「ひと・もの・こと」などの地域資源を活かした「ふるさと教育」を実施します。</p> <p>③中学校における職場体験学習などをおして、福祉に関する理解や関心を醸成します。</p> <p>④地域や職場などで行われる研修等において、あいサポーター（P82）研修を実施し、障がいのある方への必要な配慮などの理解促進を図ります。</p>	<p>行政 市社協 学校 民間</p>
<p><b>(3) つながりや支え合いの意識の醸成によりボランティア活動や地域活動への参加促進の取組みを進めます。</b></p> <p>①ボランティアカフェなどをおして、ボランティア活動者同士がつながることで情報を共有し、活動の活性化や参加に結び付けていけるよう交流を深める取組みを進めます。</p> <p>②ボランティア活動への理解の促進や支え合いの意識醸成による担い手の育成を行うとともに、活動支援やコーディネート機能の充実に取り組めます。</p>	<p>市社協 民間</p>
<p><b>(4) 地域における子育て支援の充実に取り組みます。</b></p> <p>①地域における子育て支援サービスの充実に努めます。</p> <p>②育児教室、ファミリーサポートセンター、地域の子育てサロンの利用促進に取り組みます。</p> <p>③行政をはじめ、家庭、地域がそれぞれの役割を持ちながら、連携・協力することにより、社会全体でこども・子育てを支援する取組みを継続して実施するとともに、地域の実情に合わせた支援を行っていきます。</p>	<p>行政 市社協 地域組織・団体 住民</p>

※「行政」：各部署・まちづくりセンター

「市社協」：大田市社協

「学校」：市内小中学校

「民間」：福祉サービス事業所及び施設・相談支援機関等、民間企業・事業者

「地域組織・団体」：地区社協・自治会・ボランティア団体・NPO（P82）等

## ＜2. まちづくりセンターを拠点とした地区社協などの地域組織活動の充実と地域におけるつながりや居場所づくりの推進＞

### 1. 現状と課題

市内 27 地区に設置されている「まちづくりセンター」は、地域住民や団体が連携し、それぞれの地域の特性や地域資源を活かしながら地域の活性化へ向けた活動を展開するうえでの拠点として、また地域住民の拠り所として位置づけられています。

また、地域においては地区社協による地域福祉活動をはじめ、自治会などの身近な関係性の中での見守り（気にかけて）や住民が主体となって取り組むサロン活動（ふれあいいきいきサロン、子育てサロンなど）が展開され、近年では「地域食堂」の取組みの広がりが見られるなど、様々な居場所づくりやつながり・交流を深めるための取組みが進められています。

そうした取組みを安心して継続することができるよう、地域の拠点である「まちづくりセンター」との連携を深めるとともに、地域福祉活動の推進を図るうえで重要な自治会機能の充実・活性化に向けた取組みと支援体制が必要となっています。

さらに、地域の中でその人らしい暮らしを実現するためには、社会参加を通じて、他者とのつながりや役割があることが重要であり、時に支え・支えられる関係性の循環を育むための環境づくりをより一層進めていくことが求められています。

令和 6 年の市民アンケート調査では、地域の方々に支えられた経験があると回答した人は 72.5%で令和 2 年の約 1.5 倍に増加しています。

また、地域活動を活発にするために必要な取組みでは「地域における信頼関係の構築」、「困っている人や助け合いの場、組織についての情報を得やすくする」が多くなっています。

### 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
<p>(1) 地区社協や自治会などを始めとした様々な団体が実施する地域活動への取組みを支援します。</p> <p>① 地域づくりの推進に向けて地区社協や自治会をはじめ、地域内の組織・団体が一体となって話し合い、実践するための推進体制を整え、強化を図ります。</p> <p>② 地域の協議体等の組織・団体が安定的な運営ができるよう、体制の強化や安定した活動の継続に向けた支援を行います。</p>	<p>行政 市社協 地域組織・団体 住民</p>

<p><b>(2) 地域住民との協働による健康づくりと介護予防を推進します。</b></p> <p>①地域と連携しライフステージに応じた健康づくりに取り組みます。          ②地域ごとの健康課題を分析し、高齢者への個別的支援や高齢者通いの場等において、「わたしの町の看護師さん事業」等の取り組みと連携し、フレイル（P82）予防等の普及啓発や健康教育・健康相談を行います。          ③食育推進活動を支援します。</p>	<p>行政 市社協 民間 住民</p>
<p><b>(3) 社会参加や地域の様々な人が役割を持ち集える居場所づくりを進めます。</b></p> <p>①地域住民が主体的に取り組むサロン活動や介護予防活動団体の活動が継続的に安心して実施できるよう、スタッフの知識向上やプログラム支援、団体の運営支援などに積極的に取り組みます。          ②ふれあいいいききサロンや子育てサロン、子ども食堂・地域食堂といった様々な地域の居場所などの新たな活動の立ち上げや活動の実施・運営に関する相談対応や支援を行いながら、地域活動の活性化を図ります。</p>	<p>行政 市社協 民間 地域組織・団体 住民</p>
<p><b>(4) 住民主体の地域活動をサポートする役割として、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、既存の活動の活性化や継続的な運営、新たな活動の立上げなどに向けた地域支援体制の充実を図ります。</b></p> <p>①市内 27 地区単位にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）（P82）を配置し、地域活動への支援を行います。</p>	<p>行政 市社協 地域組織・団体 住民</p>

**無料**

**<わたしの町の看護師さん事業>**

地域イベント、サロン活動等に **看護師** を派遣します



**血圧測定・健康相談**



**ミニ講座**



**寸劇**

**事業概要**

看護師などの免許を持っている方に大田市に登録していただき、地域の文化祭などのイベントやサロン活動など、公益性の高い団体の活動に派遣する事業です。

**活動内容**

地域の文化祭などのイベント、サロン活動、高齢者通いの場などにおいて、健康相談、血圧・脈拍測定、各種ミニ講座による健康に関する知識の提供、寸劇による啓発などを実施しています。

問い合わせ先 **大田市役所 健康福祉部医療政策課 わたしの町の看護師さん担当**

TEL : 0854-83-8058      MAIL : [o-iryuu@city.oda.lg.jp](mailto:o-iryuu@city.oda.lg.jp)

### ＜3. 民間企業や社会福祉法人等と協働した地域生活課題の解決に向けた 取組みの推進＞

#### 1. 現状と課題

少子高齢化や人口減少の進行など地域の状況が変化するなかで、住民を取り巻く地域生活課題は多様化・複雑化しています。

そのため、地域住民や地域組織による様々な取組みをはじめ、既存の制度やサービスだけでは対応が困難な多様なニーズに対応するため、民間企業や社会福祉法人等が持つ様々な資源（ハード面・ソフト面）を活かした協力や支援への期待が高まっています。

本市においては、令和2年度に「大田市社会福祉法人連絡会」を設立し、各法人・事業所において取り組んでいる「地域貢献活動リスト」の作成を始め、社会福祉法人の責務として求められている「地域における公益的な取組み」（P82）について、本市の地域状況や各法人が持つ強みや資源も踏まえながら協議を進めています。

多様化・複雑化する地域生活課題の解決に向けて様々な主体が協働し、それぞれの強みや特性を活かした取組みをより一層進めていく必要があります。

また、地域生活課題の解決に向けて、地域の特性やニーズに即した取組みを進めるうえで、「赤い羽根共同募金運動」などの寄付金による活動支援の輪を拡充し、活動に必要な財源を安定的に確保するための取組みも求められています。

## 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
<p><b>(1) 社会福祉法人の「地域における公益的な取組み」を促進します。</b></p> <p>①「大田市社会福祉法人連絡会」において、各分野の特色を生かしながら、連携して地域生活課題の解決に向けた取組みを推進します。</p>	市社協 民間
<p><b>(2) 社会貢献を行う企業が、評価される仕組みの活用と充実を図ります。</b></p> <p>①入札参加資格審査において、地域での社会貢献活動を行う事業所を評価する「地域貢献活動評価項目」を導入し、企業と地域それぞれが恩恵を受ける仕組みづくりに向けて取り組みます。</p>	行政 民間
<p><b>(3) 民間企業や様々な分野の団体・組織による地域と協働した取組みを推進します。</b></p> <p>①民間企業・団体等と行政・社協における見守り協定などの包括化及び連携先の拡大に向けた働きかけなど、多様な主体の連携による、地域における見守り活動及び体制の強化・推進を図ります。</p> <p>②民間企業や様々な分野の団体・組織等に対し、地域生活課題の解決に向けた理解・協力を促すための働きかけを行います。</p>	行政 市社協 民間 地域組織・団体
<p><b>(4) 地域福祉活動を支える寄付文化を醸成します。</b></p> <p>①「自分の町を良くするしくみ」の赤い羽根共同募金運動に対する理解促進を図り、地域生活課題の解決に向けて取り組まれている様々な地域福祉活動への助成を行います。</p> <p>②地域生活課題の解決に向けた地域福祉活動を推進している団体等の活動を広報誌などで周知することで、団体等への寄付活動を促す取組みを行います。</p>	行政 市社協 民間 地域組織・団体 住民

## <4. 一人ひとりが尊重される人権施策の推進>

### 1. 現状と課題

#### (1) 人権施策の推進

人権とは、「人が人らしく生きていくために、だれもが生まれながらにもっている侵すことのできない基本的権利」です。

近年、人権教育・啓発に併せて人権尊重のための様々な取組みが進むなか、人権尊重の精神は高まってきています。

また、いじめや虐待、性被害等のこどもの人権問題、インターネット上の人権侵害、障がいのある人や外国人、アイヌの人々、性的マイノリティ等に対する不当な差別や偏見、部落差別（同和問題）、ハンセン病問題といった多様な人権問題が依然として存在しています。

そのため、「大田市人権施策推進基本方針」に掲げる人権課題について正しく学び正しく理解することで、様々な文化や多様性を認め、互いの価値観や人権を尊重する意識を育て「共生の社会」を築いていくことが大切です。

#### (2) 多文化共生社会の実現

近年大田市内の企業において、外国人の従業員や技能実習生の受入れが進み、市内に居住する外国人の数は年々増加しています。

こうした状況のなか外国人は、様々な手続きや制度・サービス等の情報の収集など日常生活全般にわたり、文化・慣習・言葉の違いに向き合いながら生活を送っています。

平成30年4月に発生した島根県西部地震においては災害に関する情報が十分に発信されず、不安を抱えながら避難生活を送られた方も多かったと聞いています。

こうしたことから、災害時だけでなく普段から大田市内に居住する外国人の方が地域で安心して日常生活を送ることができるよう、関係機関や団体が連携し多文化共生の実現に向けた取組みが求められています。

令和6年3月に策定した「第2期大田市多文化共生推進計画」に掲げています、居住外国人への日常生活において必要な情報の発信や相談窓口の案内など、生活の様々な場面において多言語化による環境の整備を進める必要があります。

## 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
<p><b>(1) 人権課題に対する正しい理解と認識を深め、その解決に向けた取組みを行います。</b></p> <p>① 地域住民一人ひとりの人権が尊重されるよう、家庭・地域・学校・職場などあらゆる場において、市民への啓発を図ります。</p>	<p>行政 市社協 住民</p>
<p><b>(2) 「おおだふれあい会館（大田市隣保館）」を、人権問題の解決や福祉向上のための拠点施設と位置づけ、生活上の様々な相談に対応します。</b></p> <p>① 人権問題をはじめ、日常生活における様々な課題を抱える人が気軽に相談できる窓口としての周知を図るとともに、関係機関と連携して課題解決に取り組めます。</p>	<p>行政 民間 地域組織・団体 住民</p>
<p><b>(3) 多文化共生の意識を高めるため、広報啓発に努めます。</b></p> <p>① 広報紙やホームページ、講演会等で多文化共生のまちづくりについて啓発活動に取り組めます。</p>	<p>行政 市社協</p>
<p><b>(4) 市内の在住外国人に必要な情報が伝わり安心して生活できるよう、各種案内や情報の多言語化を進めます。</b></p> <p>① 相談窓口において、国際交流員による通訳または「やさしい日本語」での対応、翻訳機を活用した対応に取り組めます。</p> <p>② 各種制度やサービスに関する情報を多言語で発信します。</p>	<p>行政 市社協 民間</p>

## 基本方針2 包括的な支援体制の構築

### <5. 生活困窮世帯への自立に向けた生活支援の充実>

#### 1. 現状と課題

「生活困窮者」は『現に経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者』と定義され、生活困窮者自立支援制度は、最後の砦と言われる生活保護制度の1つ前のセーフティネットです。

本市では、社会福祉協議会内に相談窓口「生活サポートセンターおおだ」を設置し、経済的な困窮だけでなく失業や病気などの様々な問題で生活に困っている方の相談に応じています。

支援が必要な人に対しては、一人ひとりの状況に応じて自立に向けた支援計画（自立プラン）を作成し、生活と就労に関する支援員による「自立相談支援」、「就労準備支援」、「家計改善支援」等の支援を行うとともに、再就職等のために住居の確保が必要な人に対しては「住居確保給付金」を支給しています。

なお、低所得世帯等に対しては生活福祉資金の貸付を行うとともに、緊急支援が必要な人に対しては民生融金の貸付や食糧支援（フードバンク事業）を行っています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により離職や廃業に追い込まれた世帯や収入が減少した世帯に対して、生活福祉資金の特例貸付である緊急小口資金や総合支援資金の貸付を行ってきました。

令和5年からその償還が始まっていますが、昨今の物価高騰等の影響で生活の立て直しに至らず生活困窮状態が継続し、貸付の免除や猶予の手続き支援が必要な方も多い状況です。

さらに、平成30年4月に大田市を震源として発生した島根県西部地震をきっかけに生活困窮状態が顕在化し長期化している世帯もあるほか、中高年者のひきこもり（いわゆる「8050世帯（P82）」等）、こどもの貧困、ヤングケアラー（P82）の問題など多様な課題や複数の課題を抱えた世帯が増加しており、日常生活を含めた世帯全体への包括的な支援が求められています。

## 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
<p><b>(1)生活困窮者自立相談支援窓口（生活サポートセンターおおだ）の啓発と相談体制の強化を図ります。</b></p> <p>①「生活サポートセンターおおだ」の機能・役割について一層の周知を図り、相談しやすい体制づくりに努めます。</p> <p>②生活と就労に関する支援員が作成した自立プランを支援調整会議に諮り、経済的困窮や社会的孤立等の解決に向け寄り添いながら、関係機関等と連携した包括的な支援を行います。</p>	<p>行政 市社協</p>
<p><b>(2)働くことに不安がある生活困窮世帯に対し、就労に向けた支援に取り組みます。(就労準備支援事業)</b></p> <p>①自立プランに合わせて、本人の意思を確認しながら就労準備支援を行います。</p> <p>②様々な産業・企業・団体等と連携して就労体験の場や居場所の確保を検討するとともに、協力企業の開拓に努めます。</p> <p>③働くことや社会とのつながりに困難さを抱えている人に対し、関係機関や企業と連携して個々の状況に合わせた幅広い活動プログラムを提供します。</p> <p>④保健・福祉・医療・雇用・司法等の関係機関で構成する「大田市地域福祉推進支援機関代表者会議」において、ひきこもり者への対応について検討するとともに、ひきこもり支援の広報啓発や情報提供により地域全体への理解、協力を促します。</p>	<p>行政 市社協 民間 地域組織・団体</p>
<p><b>(3)生活困窮世帯に対し経済的自立に向けた支援に取り組みます。(家計改善支援事業)</b></p> <p>①必要に応じ生活福祉資金や民生融金による貸付、フードバンク事業等による支援を行います。</p> <p>②自立プランと合わせた家計改善支援事業により、本人の意思を確認しながら、家計の安定、自立に向けた支援を行います。</p>	<p>行政 市社協</p>
<p><b>(4)住む場所のない生活困窮世帯に対し住居の確保に向けた支援に取り組みます。</b></p> <p>①災害のほか、失業などによる緊急的な住居の必要性に対応するため、シェルター（P82）確保に向けた協議を進めます。</p> <p>②失業等により困窮し、住居を失うおそれが生じている方に対し、住居確保給付金により一定期間家賃相当額を支給します。</p> <p>③不動産業者との連携により、入居及び居住の継続が困難な方へ安定的に住居の提供ができるような体制整備に取り組みます。</p>	<p>行政 市社協 民間</p>

## ◆ 貸付制度のご案内 ◆

### ●生活福祉資金（実施主体：島根県社会福祉協議会）

低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対して、その世帯の自立を図ることを目的とする貸付制度です。

- 社会福祉協議会や民生児童委員が協力して相談に応じ、支援します
- 他の公的資金が優先です。他の資金の利用が困難な場合に貸付をおこないます
- それぞれの世帯に所得制限（収入基準額）があります
- 貸付にあたって、利用目的や返済能力などの審査をおこないます
- 貸付にあたって、民生児童委員の意見書が必要となる場合があります

#### 【資金の種類】

総合支援資金	失業などで日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費などを貸し付けることで自立が見込まれる世帯へ貸し付ける資金	
生活支援費	生活再建までの費用 2人以上世帯月額20万円以内、単身世帯月額15万円以内	
住居入居費	敷金、礼金などの費用 40万円以内	
一時生活再建費	生活を再建するための一時的な費用 60万円以内	
福祉資金	低所得世帯、障がい者世帯または高齢者世帯で、日常生活を送るうえで、または自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用に対し貸し付ける資金	
緊急小口資金	緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける資金 10万円以内	
教育支援資金	低所得世帯に対し、高等学校などへ就学するのに必要と見込まれる資金	
教育支援費	①高等学校	月額3万5千円以内
	②高等専門学校	月額6万円以内
	③短期大学・専門学校	月額6万円以内
	④大学	月額6万5千円以内
就学支度費	入学に必要な経費 50万円以内	
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の住居用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	

※返済期間、貸付金利率、貸付限度額などは資金の種類により異なります  
 ※総合支援資金及び緊急小口資金については、生活困窮支援制度における自立相談支援事業の利用が貸付の要件となります

### ●民生融金貸付事業（実施主体：大田市社会福祉協議会）

低所得世帯に対し、生活上緊急に必要とする資金を一時貸付し、その世帯の自立支援を図ることを目的とする貸付制度です。

#### 【資金の種類】

生活資金	貸付金額5万円以内（貸付金利率は無し） 連帯保証人（1名）、民生児童委員の意見書が必要です 償還については、貸付後12ヶ月以内での返済になります
緊急現金	貸付金額1万円以内（貸付金利率は無し） 連帯保証人、民生児童委員の意見書は必須ではありません 償還については、貸付後12ヶ月以内での返済になります

◆ 生活困窮者自立相談支援事業 『生活サポートセンターおおだ』の取り組み ◆

大田市社会福祉協議会では、以下の取り組みを行っています  
さまざまなお困りごとを抱えている方に活用いたしますので、寄贈または  
利用を希望される方がおられましたら『生活サポートセンターおおだ』まで  
ご相談ください

＊ フードバンク事業

ご家庭で眠っている食品を募集しています。  
ご寄贈いただいた食品は、生活に困窮している方や福祉施設、団体に無料で  
提供します。



募集している食品は、常温保存可能で賞味期限が  
1カ月以上ある未開封の食品（お米、乾麺、乾物、缶詰、  
フリーズドライ、レトルト、インスタント食品等）です。

※利用を希望される方には生活の状況などについてお話を  
うかがい、必要な支援を行います。

＊ 生活物品貸出事業

寄付等により社会福祉協議会に保管している生活物品の貸出を  
行っています。

生活を立て直し、新たに購入するまでの貸出となります。  
貸出期間は原則半年です。

※利用には物品借用申込書の提出が必要です。



＊ 学生服再活用事業

ご卒業などで不用となった学生服等は無償で提供いただき、こどものいる  
世帯への就学支援に活用します。

子育て家庭の負担軽減、そして資源の有効・循環利用の推進を目的として  
『譲っていただける方』から『譲ってほしい方』への橋渡しを行っています。



※利用には、社会福祉協議会で生活状況などの聞き取り  
を行います。また、希望される学校の制服、サイズが  
ない場合もありますのでご了承ください。

※寄付をしていただく場合は、痛みや汚れが少なく、  
着用に耐えられるもので、クリーニング済みまたは  
洗濯済みの清潔な状態のものをお願いいたします。

## <6. 重層的な支援体制の整備（大田市重層的支援体制整備事業実施計画）>

### 1. 現状と課題

「地域共生社会」（P82）の実現を目指した体制の整備を図るため、本市においては令和3年度から「重層的支援体制（P82）整備事業」に取り組みながら包括的な支援体制づくりの推進を図っています。

本市においては、包括的な相談支援体制の整備を図るため、大田市社会福祉協議会に総合相談窓口として「ふくしよろず相談窓口」を設置するとともに、各相談支援機関においても住民から寄せられる様々な相談を“まず受け止める”体制整備を図り、様々な分野の相談支援機関の協働基盤の強化に向けた取組みを行ってきたところですが、相談しやすい窓口としてより一層の相談支援体制の充実や周知・広報が求められています。

また、孤独・孤立状況にある方をはじめ、複合化・複雑化した課題や多様なニーズに対して、分野や制度によって隔てられることなく、本人の暮らしを基盤として、分野を超えた連携を推進し様々な社会資源を活かした支援を展開していくソーシャルワーク（P82）機能を発揮することやそのための環境整備が必要です。

さらに、地域の団体等と専門職がそれぞれのもつ強みを活かして、相互の連携を図りながら様々な生活課題に対応するとともに、社会とのつながりや交流を促進し、住民一人ひとりがその人らしい地域生活を送ることができる地域づくりに向けて一緒に取り組んでいくことが重要です。

## 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
<p><b>(1)分野を超えた包括的な相談支援体制を構築します。(包括的相談支援事業)</b></p> <p>①大田市社会福祉協議会に総合相談窓口として「ふくしよろず相談窓口」を設置し分野を問わず“まず受け止め”、各支援機関等と相互に連携を図りながら適切な支援につなげていく体制の充実を図ります。</p> <p>②高齢者の総合相談窓口である「大田市地域包括支援センター」や障がいのある人の相談窓口である「障がい者相談支援事業所」、こどもの総合相談窓口である「こども家庭センター『おおだっこ』」においても、分野を問わず“まず受け止め”、各支援機関等と相互に連携を図りながら適切な支援につなげていく体制の充実を図ります。</p> <p>③看護職が中長期的に地域と関わり、健康に関する相談や住民と医療・福祉をつなぐ機能を持つ「わたしの町の看護師さん事業」においても、分野を問わず“まず受け止め”、各支援機関等と相互に連携を図りながら適切な支援につなげていく体制の充実を図ります。</p> <p>④多様な媒体の活用や地域組織等との連携による相談窓口に関する効果的な情報発信や啓発など、住民の困りごとや不安が適切に相談窓口につながるための取組みを推進します。</p> <p>⑤市及び社会福祉協議会において、社会福祉士、精神保健福祉士等のソーシャルワーク専門職の配置、養成に努めます。</p>	行政 市社協 民間 地域組織・団体
<p><b>(2)地域資源を活かしながら、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。(参加支援事業)</b></p> <p>①参加支援を要する多様なニーズに応じて、本人の状態や希望に沿った支援を行うため、地域の多様な資源を活かしたコーディネート機能の強化を図ります。</p> <p>②多様な参加の場を確保するため、福祉サービス提供事業者や企業、地域活動団体やボランティア活動団体などへ参加支援事業に対する理解促進や連携に向けた働きかけを行います。</p> <p>③地域における参加支援を促進するための環境づくりを推進します。</p>	行政 市社協 民間 地域組織・団体

<p><b>(3) 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を活用し、必要な資源の開発やネットワーク構築を図ります。(地域づくり事業)</b></p> <p>①地域における多世代の交流や多様な活躍の場、居場所づくりにつながる様々な活動の運営や立ち上げを支援するとともに、活動に携わる住民同士のつながりづくりや活動の活性化に向けた環境づくりを進めます。</p> <p>②地域にある様々な交流の場や居場所などのネットワークを活かして、総合相談窓口「ふくしよろず相談窓口」の普及・啓発を図り、相談しやすい体制づくりの充実を図ります。</p> <p>③地域住民の介護予防活動の育成・支援・生きがいづくりとともに、地域介護予防活動支援事業の充実を関係機関・団体とともに推進します。</p> <p>④生活支援サービスや助け合い活動、高齢者の社会参加の推進に向けた取組を行う生活支援体制整備事業の充実を図ります。</p> <p>⑤障がいのある人が安心して過ごすことができ、相談もできる居場所づくりとして「地域活動支援センター」の充実を図ります。</p> <p>⑥子どもと保護者が安心して過ごすことができ、子育て相談もできる居場所づくりとして「子育て支援センター」の充実を図ります。</p>	<p>行政 市社協 民間 地域組織・団体 住民</p>
<p><b>(4) 必要な支援を届け、継続的に関わるため、信頼関係の構築や本人とのつながりづくりに向けた支援を行います。(アウトリーチ(P82)等を通じた継続的支援事業)</b></p> <p>①自ら支援を求めることが困難な住民や孤独・孤立状況にある、相談先が分からない、自らが困難な状況にあることの認識が難しい、支援に拒否的など本人とのつながりづくりや関係性の構築に向けた継続的な支援に取り組みます。</p> <p>②多様な媒体の活用により、相談窓口や様々な福祉制度・サービスに関する情報を届けるための環境づくりを推進します。</p> <p>③必要な支援が届いていない、潜在的なニーズを抱える住民を早期に発見するため、支援関係機関や地域活動団体等とのネットワーク構築を進めます。</p>	<p>行政 市社協 民間 地域組織・団体</p>
<p><b>(5) 多様な主体と連携・協働し、適切な支援を実施するための体制を整備します。(多機関協働事業)</b></p> <p>①複合的な課題を抱える世帯や単独の支援機関では対応が困難な世帯に対し、課題の解決に向けた支援を多機関の協働により適切に行うための体制整備を進めます。</p> <p>②様々な分野の相談支援機関が相互の強みを活かした連携・協働を図ることができる環境づくりを推進します。</p> <p>③様々な分野や所属を超えて、本市における包括的な支援体制を担う人材の育成に向けた取組を推進します。</p>	<p>行政 市社協 民間</p>

【事例紹介（大田市社協の取組み）】分野や属性によらない居場所の活動

## 社会とのつながり応援事業「こねくと」

（参加の場・居場所）

**社会とのつながり応援事業** **こねくと** **CONNECT**

参加の場「こねくと」は、参加される方にとっての居場所づくりや社会関係づくりなどをめざして、「どなたでも」参加できる場です。

**開催日** どなたでも参加OK!  
毎週金曜日 参加費はかかりません!  
10時～11時30分（祝日除く）  
※ご参加はいつでもお受けしています。

**会場**  
大田市民センター1階福祉調理教室

こんなことをやってます（例えば…）

- ・お茶やコーヒーを飲みながらお話ししたり…
- ・ゲームをして遊んだり…
- ・創作活動（モノづくり）をしたり…
- ・月に1回おやつを体動かしてたり…
- ・料理やお菓子を作ったり…
- ・お散歩や外に出かけたり…
- ・その他「TRAVEL」 「THEATRICAL」など…

「無理に強いる必要はない」「何かと聞きたい」「いろいろな体験をしてみたい」など…  
ぜひこの機会にぜひ参加の方へ

詳しく知りたい方！まずはお問合せください！  
大田市社会福祉協議会（大田市大田町大田1-1-20）  
☎：0854-82-0091  
✉：shakyo@fukushi-ohda.jp

### <目的>

様々な理由により、社会参加をすることに困難さを抱える方に、社会とのつながりを応援する居場所と活動プログラムを提供し、社会参加意欲の向上及び必要な支援を行うことを目的とする

### <対象者>

様々な理由により、社会参加をすることに困難さを抱える方で、この事業への参加を希望する方

### <支援内容>

個々の生活状況及びニーズに応じて、安心して過ごすことのできる環境を整え、いきがいや役割の創出、社会とのつながりの構築を図るための活動プログラムを作成し、支援を行う

【事例紹介（大田市社協の取り組み）】分野や属性によらない居場所の活動

## はたらくきっかけ応援事業「こねくとステップ」

（役割提示型の参加の場・役割支援・ケアとしての就労支援）

様々な理由により、「働きたいけど働けない...」と悩む方などは「社会参加のきっかけ」や「新たなチャレンジ」の「一歩」を踏み出します！

それぞれの「できる」「やってみたい」に応じたさまざまな作業プログラムをご用意  
【作業プログラムの例】（※作業プログラムは随時追加していきます！）

～活動に関心のある方～  
※参加いつでも（応募を通じていつでも参加可能です）※体験参加も可能です！  
内 容／ご自分のできる（やってみたい）作業  
時 間／ご自分のできる範囲の時間  
活動費／活動1時間あたり150円（1日最大3時間まで）の活動費を支給  
その他／実施場所についてはご相談に応じます。  
・参加にあたっては、事前に担当者との協議をさせていただきます。  
（本事業の目的や活動にあたっての役割の理解などをさせていただきます。）  
・ご相談はご本人をはじめ、ご家族やご友人など、どなたからでもお受けいたします。お気軽にお問合せください！

詳しく知りたい方！まずはお問合せください！  
社会福祉法人  
大田市社会福祉協議会（大田市大田町大田4-1-100）  
☎：0854-82-0091  
✉：shakyo@fukushi-ohda.jp

本事業に協力して下さる  
**こねくとサポート  
企業・団体  
を募集しています！**

社会参加・新たなチャレンジに向けた一歩を応援するため、  
みなさんのお力を貸してください！

【ご協力いただきたい内容（例）】

- ・活動プログラムの提供（作業などの下請け）
- ・施設見学、業務見学の受け入れ
- ・業務体験の受け入れ など

※具体的なご協力内容については、各企業・団体様と個別にご相談のうえ、  
決めさせていただきたいと思っております。

### <目的>

様々な理由によって、働くことに何らかの困難さを抱える方に、本人の意向やペースに合わせた支援プログラムを提供し、社会参加意欲の向上及び必要な支援を行うことを目的とする

### <対象者>

様々な理由により、働くことに何らかの困難さを抱える方で、本事業への参加を希望する方

### <支援内容>

本人の意向や目標により以下のプログラムを実施する

- ①企業・法人等から提供されるプログラム
- ②はたらくことに関するスキル向上を目的としたプログラム
- ③その他個別状況に応じたプログラム

※利用者へ参加1時間あたり150円の活動費を支給する

【事例紹介（大田市社協の取組み）】分野や属性によらない居場所の活動

## 食を起点としたつながりづくり事業「こねくと食堂」

（食支援・社協への心理的ハードルを下げる・予防的関わり・役割支援）

大田市社協プレゼンツ  
地域ふれあい食堂  
**こねくと食堂**

「こねくと食堂」は、子どもから大人までだれでも参加できる地域食堂です。  
みんなで、おいしいごはんを食べて過ごせる交流の場づくりをめざしています。

**11月22日(金)**  
17:00~20:00  
(受付は19:30まで)

場所 大田市民センター4階  
(大田市大田町大田イ128)  
※大田市役所となり

参加費 おとな：200円  
こども：無料  
限定50食

だれでも参加OK！  
事前に申込みをお願いします  
定員に達し次第締めさせていただきます。

申込み 混雑を防ぐため事前申込み制にご協力ください。  
お名前、参加予定人数・時期などをお願します。

☆申込み方法☆  
電話で申込み  
大田市社会福祉協議会 0854-82-0091  
または  
スマホから申込み  
右のQRコードを  
読み取って  
申込み入力画面へ

主催/問合せ先 大田市社会福祉協議会 (大田市大田町大田イ128)  
0854-82-0091 info@ohda-shakyo.jp

活動協力：食育推進サポーターおむすびの会



### <目的>

食を起点とした参加の場と機会を創出し、住民相互の交流や役割の創出などによるつながりづくりを促進するとともに、予防的視点を重視した地域における気かけ合いの意識醸成と地域生活課題の早期発見機能の強化を図ることを目的とする

### <対象者>

大田市内の全ての地域住民を対象とする

### <支援内容>

地域住民が気軽に立ち寄り、食事をとりながら相互に交流を行うことができる場を提供する

また、役割創出の場としても活用する（運営補助、会場内装飾品など）